



第3次 四日市市 保健医療推進プラン

2023 年度～ 2027 年度



四日市市

生涯にわたり健康で、暮らしの中で 楽しみと幸せを実感できるまち



プランの背景

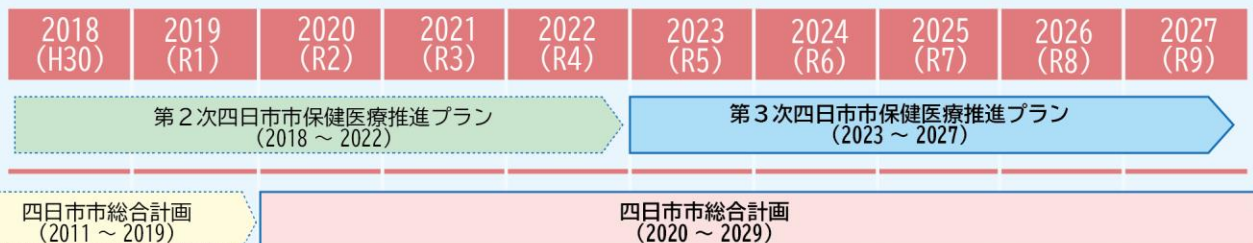
- 人口減少・少子高齢化社会の本格的な到来による社会保障費の増大、生活習慣の変容による疾病構造の変化など、本市の福祉・保健・医療を取り巻く課題が顕在化してきています。
- 若い世代から高齢者まであらゆる世代が自らの健康に関心を持ち、健康づくりを実践することによる、「いきいきと活躍できるまち」の実現や、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、福祉・医療・介護・予防・安全な生活環境等が一体的に提供される体制の構築が求められています。

プランの位置づけと役割

- 「健康増進法」第8条第2項に基づく健康増進計画、「食育基本法」第18条第1項に基づく食育推進計画、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく自殺対策計画を内包するものです。
- 「四日市市総合計画（2020～2029）」との整合を図るとともに、その他関連計画（地域福祉計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、学校教育ビジョンなど）との整合を図りながら策定しています。

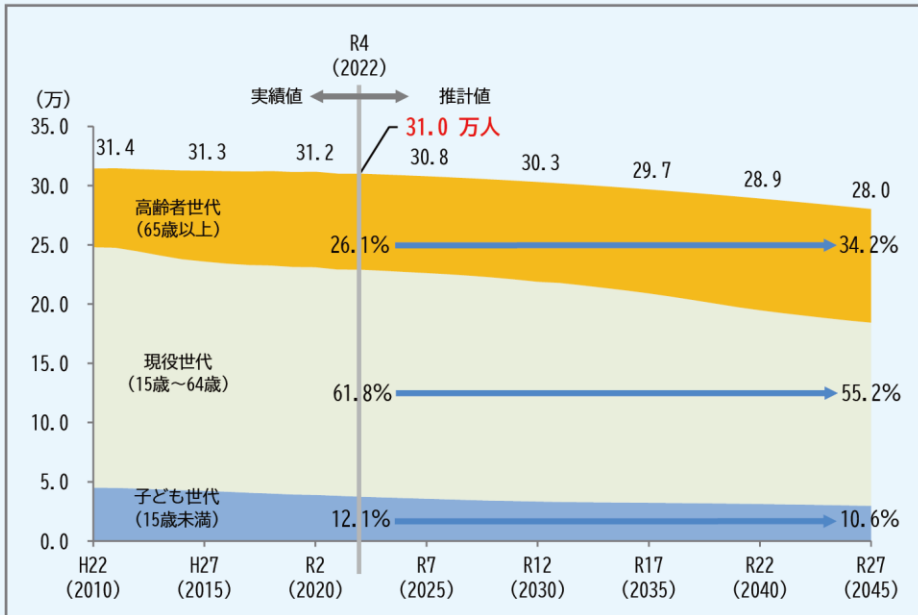
プランの期間

- 2023年度から2027年度までの5年間を計画期間とします。



四日市市の現状

人口



資料:「四日市市総合計画 (2020 ~ 2029)」を基に実績値を更新

平均寿命・健康寿命

男性		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
四日市市	平均寿命 (歳)	81.1	81.5	81.7	81.5	81.3
	健康寿命 (歳)	78.4	78.8	79.1	79.0	78.9
	障害期間 (年)	2.7	2.7	2.6	2.5	2.4
三重県	平均寿命 (歳)	81.2	81.4	81.6	81.7	81.8
	健康寿命 (歳)	78.3	78.5	78.7	78.8	78.8
	障害期間 (年)	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0

女性		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
四日市市	平均寿命 (歳)	86.8	86.9	86.4	87.6	87.0
	健康寿命 (歳)	80.8	80.9	80.6	81.9	81.4
	障害期間 (年)	6.0	6.0	5.8	5.7	5.6
三重県	平均寿命 (歳)	87.5	87.4	87.5	88.0	87.7
	健康寿命 (歳)	81.0	80.9	81.1	81.5	81.2
	障害期間 (年)	6.5	6.5	6.4	6.5	6.5

資料:三重県ホームページ ヘルシーピープルみえ 21

主要死因別死亡者数

	死亡数 (人)					R 3 割合
	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	
全死因	2,984	3,166	3,140	3,157	3,316	100.0%

【主要死因】

悪性新生物	801	829	830	827	914	27.6%
老衰	297	349	395	495	514	15.5%
心疾患	485	500	444	462	467	14.1%
脳血管疾患	213	257	253	221	236	7.1%
肺炎	205	170	197	132	135	4.1%
不慮の事故	96	107	90	78	76	2.3%
腎不全	49	72	63	69	69	2.1%
大動脈瘤及び解離	43	47	43	44	41	1.2%
肝疾患	34	34	32	34	39	1.2%
糖尿病	34	33	49	30	29	0.9%

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」 厚生労働省人口動態調査「人口動態統計」

市の世代別人口割合の推計をみると、令和4年の子ども世代12.1%、現役世代61.8%から、令和27年には、それぞれ10.6%、55.2%となる見通しとなっています。

一方、高齢者世代は令和4年の26.1%から、令和27年には34.2%と大幅に上昇する見通しとなっています。

市民の平均寿命と健康寿命を見ると、平均寿命は男性・女性とも増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいとなっています。

一方、健康寿命は男性・女性ともに概ね伸びる傾向にあります。

市の死亡者数は、令和3年度で3,316人となっており、増加傾向にあります。主要死因をみると、令和3年度で悪性新生物が第一位となっており、以下、老衰、心疾患と続きます。

基本理念

基本方針

基本施策・推進施策

生涯にわたり健康で、暮らしの中で楽しみと幸せを実感できるまち

(1) あらゆる世代が
元気に暮らせる
健康づくり

1) 子どもの健やかな成長

- ①子どもの成長・発達に応じた支援
- ②子育てしやすい環境づくり

2) あらゆる世代の健康的な生活習慣の
定着

- ①生活習慣の改善
- ②健康を支える環境づくり

3) こころの健康づくり

- ①普及・啓発の推進
- ②こころの相談と早期支援・継続支援の推進
- ③自殺対策の推進

4) 持続可能な食が支える健全な食生活
の推進

- ①環境と調和した食生活の推進
- ②地産地消の推進
- ③食文化の継承

(2) 安心して暮らせ
る地域医療の体
制づくり

1) 在宅医療・介護連携の推進

- ①在宅医療・介護を支える連携体制の強化
- ②在宅療養生活への支援
- ③市民意識の向上

2) 医療の安全・救急医療・災害時医療
の確保と充実

- ①安全で良質な医療の確保
- ②救急医療体制の確保
- ③災害時の医療体制の構築

(3) 安全に過ごせる
生活環境づくり

1) 感染症対策の推進

- ①正しい知識と予防行動の普及
- ②患者支援とまん延防止

2) 食の安全対策の推進

- ①情報提供・啓発の充実
- ②食の安全・安心の確保

3) 生活衛生対策・動物愛護・薬事対策等
の推進

- ①生活衛生水準の確保
- ②人と動物との共生環境づくり
- ③薬事に関する監視・指導の強化
- ④薬物乱用防止対策

基本方針1

あらゆる世代が元気に暮らせる健康づくり

目指すべき方向性

- 安心して出産・育児ができる環境の充実や、親と子の健康確保により、子どもの健やかな成長を支えます。
- ライフステージに応じた健康づくりを支援し、あらゆる世代の健康的な生活習慣の定着を図ります。
- こころの病の早期発見・早期支援を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指します。
- 生涯を通じた食育の推進や、持続可能な食を支える食育の推進のため、食への関心や農業に対する理解を深めていきます。

今後の取り組み

1) 子どもの健やかな成長

- ・妊娠期からの途切れない支援体制の充実に取り組みます。
- ・妊産婦や子どもの健康診査・相談支援体制の充実、正しい食習慣の普及に取り組みます。

2) あらゆる世代の健康的な生活習慣の定着

- ・望ましい生活習慣や食習慣の定着、介護予防やフレイル対策、口腔機能の向上支援に取り組みます。
- ・各種健康診査の受診率の向上や疾病の重症化予防に取り組みます。
- ・地域や職場での健康づくり支援に取り組みます。

3) こころの健康づくり

- ・こころの健康づくりについての正しい知識の普及に取り組みます。
- ・相談体制の充実に向け、関係機関とのネットワーク強化に取り組みます。
- ・自殺対策として、人材育成や関係機関との連携を強化し、生きることの包括的な支援に取り組みます。

4) 持続可能な食が支える健全な食生活の推進

- ・食と環境への理解を促すとともに、地産地消の推進や食文化の継承に取り組みます。

指標

	2021年度 (令和3)	2027年度 (令和9)
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.1%	➔ 95.5%
国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率	44.2%	➔ 56.0%
こころの相談件数	3,935件	➔ 4,500件
自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	18.0	➔ 13.0
学校給食における地産地消(使用数)	146回	➔ 170回

安心して暮らせる地域医療の体制づくり



目指すべき方向性

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の連携体制を強化します。
- 在宅での療養が必要となった際、必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療の普及・啓発を図ります。
- いつでも適切で安全な医療が受けられるよう、救急医療体制を確保します。

今後の取り組み

1) 在宅医療・介護連携の推進

- ・ 医療・介護関係者の情報共有の促進や、相談支援体制の充実に取り組みます。
- ・ 病院から在宅医療への円滑な移行支援や、在宅医療に対する市民の意識向上に取り組みます。

2) 医療の安全・救急医療・災害時医療の確保と充実

- ・ 医療機関が自ら医療安全対策を行えるよう、支援に取り組みます。
- ・ 救急搬送や一次（初期）救急医療の充実・強化に取り組みます。
- ・ 関係機関と連携し、災害時の医療体制の構築に取り組みます。

指標

	2021年度 (令和3)		2027年度 (令和9)
在宅（自宅）で最期を迎えた人の割合	22.1%	➔	23.7%
病院における医療安全分野の管理方針・体制に係る適合率	97.4%	➔	100.0%

基本方針3

安全に過ごせる生活環境づくり

目指すべき 方向性

- 感染症に対する正しい知識を普及し、必要な予防対策を促すとともに、感染症の拡大を防止します。
- 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止を図るため、総合的な保健・医療体制を構築します。
- 食品等事業者の自主的な衛生管理体制の促進や監視指導、検査体制の強化により、食の安全・安心の確保を図ります。
- 人と動物が共生できる社会の実現を目指します。また、薬物乱用に関する正しい知識の普及を図ります。

今後の 取り組み

1) 感染症対策の推進

- ・感染症についての正しい知識の普及に取り組みます。
- ・感染症の早期発見・早期治療を推進するとともに、感染症のまん延防止、患者支援に取り組みます。

2) 食の安全対策の推進

- ・食品衛生に関する正しい知識の普及に取り組みます。
- ・食品の安全確保に向けた監視指導の強化や検査体制の強化に取り組みます。

3) 生活衛生対策・動物愛護・薬事対策等の推進

- ・生活衛生施設への指導や自主衛生管理の推進に取り組みます。
- ・動物愛護に関する啓発に取り組みます。
- ・薬事に関する監視・指導体制の強化に取り組みます。
- ・薬物乱用防止に関する啓発に取り組みます。

指 標

	2021年度 (令和3)		2027年度 (令和9)
感染症に関する健康講座等の実施回数	1回	➡	60回
食品検査における違反・不適合件数	8件	➡	0件
関係団体等との協働による取り組みの実施回数	7回	➡	12回



第3次 四日市市保健医療推進プラン

2023 年度～ 2027 年度

概要版

令和5（2023）年3月

四日市市 健康福祉部 健康福祉課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8281・FAX 059-359-0288

E-mail kenkoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp